

地震・噴火・津波による損害に備える

## 地震危険補償特約

建物の用途

共済の対象

店舗

工場

事務所

倉庫

住宅

建物

### 補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災（延焼・拡大を含みます）・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

お支払い例



地震による倒壊



地震による火災



地震が原因の津波

など

### 地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」）に応じて、地震共済金額の100%・60%・30%を定額でお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合が	焼失・流失した部分の床面積が	
全壊	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100% (時価額が限度)
大規模半壊	建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価額の60%が限度)
中規模半壊	建物の時価額の30%以上40%未満	建物の延床面積の30%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価額の30%が限度)
半壊	建物の時価額の20%以上30%未満	建物の延床面積の20%以上30%未満	

損害の程度の認定は、地方自治体が交付する災害証明書による被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。（非住家物件に対し災害証明書が発行されない場合は、当組合が上記認定の基準に基づき被害認定を行います。）

### 共済の対象

昭和56年（1981年）6月以降に建築確認申請がなされた建物\*（建物内に住宅部分がない場合もセットできます。）

注）この特約は、動産（家財・什器備品・機械設備・商品製品等）にはご加入いただけません。

\*昭和56年5月以前に建築された建物でも、建築基準法の新耐震基準と同等の耐震性能を有する場合はご加入いただけます。

### 地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30～50%の範囲内で設定します。ただし、1建物あたりの加入の上限額\*は1,000万円です。

\*区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。

### 地震共済金をお支払いできない主な場合

・損害の程度が半壊に至らない損害（準半壊・一部損壊） ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後  
に生じた損害 ・門・塀・垣を補償の対象に含む場合の門・塀・垣のみに生じた損害 など

### 地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者（共済掛金負担者）の課税所得から控除されます。

\*主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額 (最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2 (最高25,000円)

### 地震共済金の削減について

1回の地震等でお支払いする地震共済金の合計額が、全日本火災共済協同組合連合会と共同元受を実施する全国の共済組合全体で80億円を超える場合、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。

### その他

- ・72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- ・他の保険・共済からの保険金・共済金の支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- ・本特約には建物の免震・耐震性能に応じた割引等の割引制度はありません。

# 新価共済特約

共済の対象

建物

什器  
備品

機械  
設備

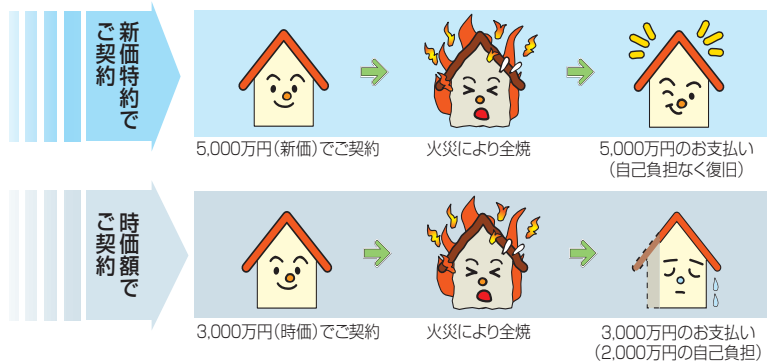
## 特約の内容

新価（再調達価額）を基準にご契約いただき、主契約で補償する事故が生じた場合、新価により共済金をお支払いします。従って、自己負担なく再築または再取得することができます。

### ！ご注意いただきたいこと

- ・本特約をセットした場合、「臨時費用共済金変更特約」が自動セットされ、お支払いする臨時費用共済金の額が、損害共済金×10%、100万円限度となります。
- ・減価割合が50%を超える共済の対象に本特約をセットすることはできません。

例) 新価（再調達価額）5,000万円、時価3,000万円の建物の場合



# 類焼見舞金補償特約

特約の対象者

近隣への類焼に備えたい方

## 補償内容

ご契約建物またはご契約動産を収容する共済契約証書記載の建物からの $\mathbf{1}$ 火災または $\mathbf{3}$ 破裂、爆発の事故により、類焼補償対象物（近隣の建物またはその収容動産）に損害を与えた場合、類焼補償対象物の所有者に対し、直接、類焼見舞金をお支払いします。

## お支払方法

損害の程度	類焼見舞金のお支払い額
類焼先が全損の場合 (時価の80%以上の損害)	300万円 または 時価損害額のいずれか低い額
類焼先が半損の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円 または 時価損害額のいずれか低い額
類焼先が一部損の場合 (時価の20%未満の損害)	50万円 または 時価損害額のいずれか低い額

(注) 1年間の総支払限度額は3,000万円です。

## 類焼補償対象物に含まれない主なもの

- ・主契約建物およびその収容動産
- ・主契約動産およびそれらを収容する共済契約証書記載の建物
- ・自動車
- ・主契約被共済者または生計を共にする同居の親族の所有建物および所有・使用・管理する動産
- ・動植物 など

## 共済金をお支払いできない主な場合

- ・類焼補償対象者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・主契約で共済金をお支払いできない主な場合と同様の事由 など

# 借家人賠償責任補償特約

特約の対象者

賃貸物件に入居される方

## 補償内容

$\mathbf{1}$ 火災または $\mathbf{3}$ 破裂、爆発の事故により、被共済者が借戸室（建物）に損害を与えたことにより、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

## お支払いする共済金

損害賠償金\*のほか、次の費用との合計額を共済金としてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・緊急措置費用
- ・当組合による解決費用
- ・損害賠償解決費用

\* 1回の事故につき、本特約の共済金額（支払限度額）が限度です。

## 共済金をお支払いできない主な場合

- ・被共済者の心神喪失または指図
- ・被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
- ・被共済者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など